

免許等照合書 受験資格別チェックポイント

受験資格	1. 栄養士免許証の事項の転記	2. 卒業証書(証明書)の事項の転記	3. 履修証明書の確認(受験者は記入しないこと。)	
			4年制の管理栄養士養成課程	学位授与機構の認定する栄養学に関する専攻科
<u>栄養士養成施設を卒業した者</u> ● 受験資格(1) ● 受験資格(2)、(3)のうち、専攻科履修なし ● 受験資格(6) ⇒ 記入例1	<u>免許証に記載された事項を転記し、原本照合を受けてください。</u> ※ 郵送の場合は、各自治体で管理する名簿により確認しますが、郵送された自治体で管理する免許であることを確認するため、免許証の写しを添付してください。 ※ 取得(登録)年月日とは、一番最初に免許証を交付された年月日のことであり、書換え交付や再交付手続をしている場合、変更後等の交付年月日ではないので御留意ください。 ※ 栄養士免許証の記載事項に変更が生じているが、書換え交付の申請手続をしていない場合、照合書には、書換え前の内容を記載することとし、出願時には、変更事項が分かる戸籍謄本(抄本)の原本を添付してください。 ただし、免許照合を行う窓口において、名簿訂正・書換え交付申請を同時に行う場合、書換え後の内容を記載してください(出願時の戸籍謄本(抄本)の添付は不要)。	<u>卒業証書(証明書)に記載された事項を転記し、原本照合を受けてください。</u> ※ 郵送により照合を行う場合は、卒業証明書を添付してください。 卒業証書との照合を希望する場合は、対面窓口での照合となります。 ※ 栄養士免許証と氏名が違う場合には、戸籍謄本(抄本)により確認し照合します。旧姓の氏名を御記入ください(窓口への戸籍謄本(抄本)の持参が必要。出願時の提出は不要)。 ※ 編入学し、卒業した者は、編入した課程の卒業証書(証明書)の内容と照合します。	(自治体職員が斜線を記入)	(自治体職員が斜線を記入)
<u>栄養士養成施設卒業後、専攻科での履修期間がある者</u> ● 受験資格(2)、(3)のうち、専攻科履修あり ⇒ 記入例2			(自治体職員が履修証明書(成績証明書は不可)により履修の有無を確認し、1又は2を選択)	
<u>管理栄養士養成施設を卒業した者</u> ● 受験資格(3)の一部 (管理栄養士養成課程未履修のまま卒業した者) ● 受験資格(4) ⇒ 記入例3			(自治体職員が履修証明書(成績証明書は不可)により履修の有無を確認し、1又は2を選択)	
<u>管理栄養士養成施設に編入学等し、卒業見込の者</u> ● 受験資格(5)該当者のうち、栄養士免許を既に取得している者 ⇒ 記入例4			記入不要 (自治体職員が斜線を記入)	(自治体職員が斜線を記入)

※ 郵送により照合を行う場合の提出先や提出期限は、厚生労働省ウェブサイトに掲載された留意事項を確認すること。

※ 対面窓口は窓口ごとに受付可能な期間が異なるほか、事前連絡が必要な場合があるので、厚生労働省ウェブサイトに掲載された照合窓口一覧を確認すること。

(第39回(令和6年度)管理栄養士国家試験)

記入例①

栄養士養成施設(受験要領P16～19参照)を卒業した場合 (専攻科を履修した者、管理栄養士養成施設に編入学等した者を除く)

栄養士免許証を 見て転記する。

婚姻等により、

栄養士免許証に記載の氏名又は本籍地と、
出願時の氏名又は本籍地が異なる場合：

栄養士免許証に記載されている氏名を転記する。管理栄養士国家試験運営本部事務所に提出書類を提出する際、変更履歴を確認できる戸籍謄本(又は抄本)(コピー不可)を添付する。

※照会と同時に栄養士免許証の書換え交付を申請する場合に限り、書換え後の氏名・本籍地を記載する。本様式の照会窓口と、栄養士免許証の書換え交付申請受付窓口が異なる場合は、同時に申請できないため、確認のうえ記載すること。栄養士免許証の書き換え交付申請受付窓口・必要書類等は、栄養士免許証を発行した自治体のウェブサイト等を確認すること。※本籍地、氏名等に変更が生じた場合、30日以内に栄養士名簿の訂正を申請しなければならないとされている(栄養士法施行令第3条参照)ため、申請をしていない場合は、速やかに栄養士名簿の訂正申請を行うこと。

卒業証書(証明書) を見て転記する。

婚姻等により、

卒業証書(証明書)に記載の氏名と、
出願時の氏名が異なる場合：

卒業証書(証明書)に記載されている氏名を転記する。卒業証書(証明書)の氏名が栄養士免許証の氏名と異なる場合は、変更履歴を確認できる戸籍謄本(又は抄本)(コピー不可)を添えて照合を受ける。

卒業証書(証明書)に記載の卒業年月日が年月のみの場合、日には空欄とする。余白に、原本に記載がない旨、記載する。

記入しない。
(自治体職員が斜線を引く。)

記入しない。
(自治体職員が記入する。)

第39回管理栄養士国家試験 別紙様式第4

この「免許等照合書」は、既に養成施設を卒業している者が提出する書類であるので注意すること。
※管理栄養士養成施設の卒業見込者であっても、編入学等により既に栄養士免許を取得している者は、願書提出時に「免許等照合書」を提出すること。ただし、「2.卒業証書(証明書)の事項の転記」の部分は、記入しなくてよい。

免許等照合書

1. 栄養士免許証の事項の転記		2. 卒業証書(証明書)の事項の転記	
番 号	第 ① 号	氏 名	
本 籍(都道府県)	②	学 校	
氏 名	③	(学部・学科・専攻科まで記入)	
生 年 月 日	昭和・平成 ④ 年 月 日	卒 業 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日
取得(登録)年月日	昭和・平成・令和 ⑤ 年 月 日	生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日
都 道 府 県	⑥		

〔取得(登録)年月日とは、一番最初(変更前)に交付された年月日のこと。〕

3. 履修証明書の確認(受験者は記入しないこと。)

該当する下記に○印をつけること ※該当しない場合、斜線を引くこと。	
1年制の管理栄養士養成課程	学位授与機構の認定する栄養学に関する専攻科
1. 履修している	1. 1年(31単位以上)
2. 履修していない	2. 2年(62単位以上)
を履修している	

養成施設コード一覧の管理栄養士養成課程(P15～16)と学位授与機構認定の専攻科(P19)のみが該当する。

上記について照合したところ事実と相違ありません。

令和 年 月 日

照合者の本庁又は保健所等名

職 種 名

氏 名

印

第39回様式を使用する。

登録番号に地名がついている場合は、地名も記載する。

平成13年度以前発行の栄養士免許証の場合：

書換え交付、再交付を受けている場合、免許証裏面に取得(登録)年月日を記載している場合がある。

栄養士免許証を発行した都道府県名を記載する。

・照合に必要な書類の不足等がある場合には、照合は受けられない。卒業証明書や戸籍謄本等の取得に時間を要する場合があるため、注意すること。

・1、2を記入のうえ、栄養士免許証(対面窓口での照合の場合は原本、郵送の場合は写しを添付)と卒業証書(証明書)の原本(郵送の場合は卒業証明書を添付)により、自治体にて照合を受けること。

・各自治体の照会窓口、受付方法、受付期間、事前連絡の要否等については、厚生労働省ウェブサイトに掲載された一覧を確認すること。

・照合を受けたうえで、願書等その他の出願書類とともに、出願書類提出期間内に管理栄養士国家試験運営本部事務所宛て、書留郵便にて提出すること。

栄養士免許証を見て転記する。

婚姻等により、

**栄養士免許証に記載の氏名又は本籍地と、
出願時の氏名又は本籍地が異なる場合：**

栄養士免許証に記載されている氏名を転記する。
管理栄養士国家試験運営本部事務所に出席書類を提出する際、変更履歴を確認できる戸籍謄本（又は抄本）（コピー不可）を添付する。

※照会と同時に栄養士免許証の書換え交付を申請する場合に限り、書換え後の氏名・本籍地を記載する。本様式の照会窓口と、栄養士免許証の書換え交付申請受付窓口が異なる場合は、同時に申請できないため、確認のうえ記載すること。栄養士免許証の書き換え交付申請受付窓口・必要書類等は、栄養士免許証を発行した自治体のウェブサイト等を確認すること。

※本籍地、氏名等に変更が生じた場合、30日以内に栄養士名簿の訂正を申請しなければならないとされている（栄養士法施行令第3条参照）ため、申請をしていない場合は、速やかに栄養士名簿の訂正申請を行うこと。

修了証書（証明書）を見て転記する。

婚姻等により、

**修了証書（証明書）に記載の氏名と、
出願時の氏名が異なる場合：**

修了証書（証明書）に記載されている氏名を転記する。修了証書（証明書）の氏名が栄養士免許証の氏名と異なる場合は、変更履歴を確認できる戸籍謄本（又は抄本）（コピー不可）を添えて照合を受ける。

修了証書（証明書）に記載の卒業年月日が年月のみの場合、日にちは空欄とする。余白に、原本に記載がない旨、記載する。

記入しない。

（自治体職員が記入する。）
学位授与機構の認定する栄養学に関する専攻科の履修証明書（成績証明書不可）を卒業した養成施設より取得し、添付すること。

栄養士免許証現行様式

栄養士名簿登録番号①

栄養士名簿登録年月日⑤

② 本籍地都道府県名（国籍）

③ 氏名

④ 年月日生

⑥ 都道府県知事印

栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）により免許された栄養士であることを証明する。

第39回様式を使用する。

第39回管理栄養士国家試験 別紙様式第4

登録番号に地名がついている場合は、地名も記載する。

平成13年度以前発行の栄養士免許証の場合：

書換え交付、再交付を受けている場合、免許証裏面に取得（登録）年月日を記載している場合がある。

栄養士免許証を発行した都道府県名を記載する。

記入しない。
（自治体職員が斜線を引く。）

記入しない。
（自治体職員が記入する。）

この「免許等照合書」は、既に養成施設を卒業している者が提出する書類であるので注意すること。
※管理栄養士養成施設の卒業見込者であっても、編入学等により既に栄養士免許を取得している者は、卒業書提出時に「免許等照合書」を提出すること。ただし、「2.卒業証書（証明書）の事項の転記」の部分は、記入しなくてよい。

免許等照合書

1. 栄養士免許証の事項の転記

番 号	第 ① 号
本 籍（都道府県）	②
氏 名	③
生 年 月 日	昭和・平成 ④ 年 月 日
取得（登録）年月日	昭和・平成・令和 ⑤ 年 月 日
都 道 府 県 名	⑥

〔取得（登録）年月日とは、一番最初（変更前）に交付された年月日のこと。〕

2. 卒業証書（証明書）の事項の転記

氏 名	
学 校	
（学部・学科・専攻科まで記入）	
卒 業	昭和・平成・令和 年 月 日
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日

・栄養士免許証と氏名が異なる場合には戸籍謄本又は抄本と照合すること。その際には旧姓の氏名を記入する。
・編入学をした者は、編入した課程を修了した時のものを記入する。
・編入学をした者で、卒業見込受験をする者は記入不要。

3. 履修証明書の確認（受験者は記入しないこと。）

4年制の管理栄養士養成課程 1. 履修している 2. 履修していない	学位授与機構の認定する栄養学に関する専攻科 1. 1年（31単位以上） 2. 2年（62単位以上） を履修している
---	---

養成施設コード一覧の管理栄養士養成課程（P15～16）と学位授与機構認定の専攻科（P19）のみが該当する。

上記について照会したところ事実と相違ありません。

令和 年 月 日

照会者の本庁又は保健所等名

職種名

氏名

印

備考 この用紙は、A4とする。

注意

- ・免許証及び卒業証明書の原本証明は、必要事項を本紙に転記し、原本を持参又は郵送の上、保健所又は都道府県、保健所設置市、若しくは特別区の本庁で行うこと（一部除く）。原本の写しは認められない。
- ・記載事項に誤りがあり、訂正する場合は、必ず照会者の印により訂正し、提出すること。出願者個人の訂正印は認められない。

・照合に必要な書類の不足等がある場合には、照合は受けられない。卒業証明書や戸籍謄本等の取得に時間を要する場合があるため、注意すること。

・1、2を記入のうえ、栄養士免許証（対面窓口での照合の場合は原本、郵送の場合は写しを添付）、修了証書（証明書）の原本（郵送の場合は卒業証明書を添付）、履修証明書の原本により、自治体にて照合を受けること。

・各自治体の照会窓口、受付方法、受付期間、事前連絡の要否等については、厚生労働省ウェブサイトに掲載された一覧を確認すること。

・照合を受けたうえで、願書等その他の出席書類とともに、出席書類提出期間内に管理栄養士国家試験運営本部事務所宛て、書留郵便にて提出すること。

栄養士免許証を見て転記する。

婚姻等により、
**栄養士免許証に記載の氏名又は本籍地と、
 出願時の氏名又は本籍地が異なる場合：**
 栄養士免許証に記載されている氏名を転記する。
 管理栄養士国家試験運営本部事務所に出席書類を提出する際、変更履歴を確認できる戸籍謄本（又は抄本）（コピー不可）を添付する。
 ※照会と同時に栄養士免許証の書換え交付を申請する場合に限り、書換え後の氏名・本籍地を記載する。本様式の照会窓口と、栄養士免許証の書換え交付申請受付窓口が異なる場合は、同時に申請できないため、確認のうえ記載すること。栄養士免許証の書き換え交付申請受付窓口・必要書類等は、栄養士免許証を発行した自治体のウェブサイト等を確認すること。
 ※本籍地、氏名等に変更が生じた場合、30日以内に栄養士名簿の訂正を申請しなければならないとされている（栄養士法施行令第3条参照）ため、申請をしていない場合は、速やかに栄養士名簿の訂正申請を行うこと。

卒業証書（証明書）を見て転記する。

婚姻等により、
**卒業証書（証明書）
 に記載の氏名と、
 出願時の氏名が異なる場合：**

卒業証書（証明書）に記載されている氏名を転記する。卒業証書（証明書）の氏名が**栄養士免許証の氏名と異なる場合は、変更履歴を確認できる戸籍謄本（又は抄本）（コピー不可）を添えて照会を受ける。**

卒業証書（証明書）に記載の卒業年月日が年月のみの場合、日にちは空欄とする。余白に、原本に記載がない旨、記載する。

記入しない。
 （自治体職員が斜線を引く。）

記入しない。
 （自治体職員が記入する。）

栄養士免許証現行様式

① 栄養士名簿登録番号
 ② 本籍地都道府県名（国籍）
 ③ 氏名
 ④ 年月日
 ⑤ 取得（登録）年月日
 ⑥ 都道府県知事印

第39回様式を使用する。

登録番号に地名がついている場合は、地名も記載する。

平成13年度以前発行の栄養士免許証の場合：

書換え交付、再交付を受けている場合、免許証裏面に取得（登録）年月日を記載している場合がある。

栄養士免許証を発行した都道府県名を記載する。

記入しない。
 （自治体職員が記入する。）

管理栄養士養成課程の履修証明書（成績証明書不可）を卒業した養成施設より取得し、添付すること。

※管理栄養士養成施設を卒業した者であっても、管理栄養士養成課程を修了していない場合は、栄養士養成課程の履修証明書を取得しておく。

第39回管理栄養士国家試験 別紙様式第4

この「免許等照合書」は、既に養成施設を卒業している者が提出する書類であるので注意すること。
 ※管理栄養士養成施設の卒業見込者であっても、編入学等により既に栄養士免許を取得している者は、願書提出時に「免許等照合書」を提出すること。ただし、「2. 卒業証書（証明書）」の事項の転記の部分は、記入しなくてよい。

免許等照合書	
1. 栄養士免許証の事項の転記	
番 号	第 ① 号
本 籍（都道府県）	②
氏 名	③
生 年 月 日	昭和・平成 ④ 年 月 日
取得（登録）年月日	昭和・平成・令和 ⑤ 年 月 日
都 道 府 県 名	⑥
取得（登録）年月日とは、一書取付（変更前）に交付された年月日のこと。	
2. 卒業証書（証明書）の事項の転記	
氏 名	①
学 校 （学部・学科・専攻名まで記入）	②
卒 業 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日
・栄養士免許証と氏名が異なる場合には戸籍謄本又は抄本と照合すること。その際には旧姓の氏名を記入する。 ・編入学をした者は、編入した課程を修了した時のものを記入する。 ・編入学をした者で、卒業見込受験をする者は記入不要。	
3. 履修証明書の確認（受験者は記入しないこと。）	
該当する下記に○印をつけること ※該当しない場合、斜線を引くこと。	
4 年制管理栄養士養成課程	学位授与機構の認定する栄養学に関する専攻科
1. 履修している	1. 1年（31単位以上）
2. 履修していない	2. 2年（62単位以上）
を履修している	
養成施設コード一覧の管理栄養士養成課程（P15～16）と学位授与機構認定の専攻科（P10）の欄が該当する。	
上記について照会したところ事実と相違ありません。	
令和 年 月 日	照会者の本庁又は保健所等名
	職種名
	氏名
	印

備考 この用紙は、A4とする。

注意 ・免許証及び卒業証明書の原本証明は、必要事項を本紙に転記し、原本を持参又は郵送の上、保健所又は都道府県、保健所設置市、若しくは特別区の庁で行うこと（一部除く）。原本の写しは認められない。
 ・記載事項に誤りがあり、訂正する場合は、必ず照会者の印により訂正し、提出すること。出願者個人の訂正印は認められない。

・照会に必要な書類の不足等がある場合には、照会は受けられない。卒業証明書や戸籍謄本等の取得に時間を要する場合があるため、注意すること。

・1、2を記入のうえ、栄養士免許証（対面窓口での照会の場合は原本、郵送の場合は写しを添付）、卒業証書（証明書）の原本（郵送の場合は卒業証明書を添付）、履修証明書の原本により、自治体にて照会を受けること。

・各自治体の照会窓口、受付方法、受付期間、事前連絡の要否等については、厚生労働省ウェブサイトに掲載された一覧を確認すること。

・照会を受けたうえで、願書等その他の出席書類とともに、出席書類提出期間内に管理栄養士国家試験運営本部事務所宛て、書留郵便にて提出すること。

記入例④

管理栄養士養成施設を卒業見込みで、 栄養士免許を既に取得している場合(編入学等)

栄養士免許証を見て転記する。

栄養士免許証現行様式

栄養士名簿登録番号①

栄養士名簿登録年月日⑤

② 本籍地都道府県名(国籍)

③ 氏名

④ 年月日生

⑥ 都道府県知事印

年 月 日

都道府県知事 印

栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)により免許された
栄養士であることを証明する。

婚姻等により、栄養士免許証に記載の氏名又は本籍地と、 出願時の氏名又は本籍地が異なる場合：

栄養士免許証に記載されている氏名を転記する。管理栄養士国家試験運営本部事務所に出席書類を提出する際、変更履歴を確認できる戸籍謄本(又は抄本)(コピー不可)を添付する。
※照合と同時に栄養士免許証の書換え交付を申請する場合に限り、書換え後の氏名・本籍地を記載する。本様式の照合窓口と、栄養士免許証の書換え交付申請受付窓口が異なる場合は、同時に申請できないため、確認のうえ記載すること。栄養士免許証の書き換え交付申請受付窓口・必要書類等は、栄養士免許証を発行した自治体のウェブサイト等を確認すること。
※本籍地、氏名等に変更が生じた場合、30日以内に栄養士名簿の訂正を申請しなければならぬとされている(栄養士法施行令第3条参照)ため、申請をしていない場合は、速やかに栄養士名簿の訂正申請を行うこと。

第39回様式を使用する。

第39回管理栄養士国家試験 別紙様式第4

登録番号に地名がついている場合は、
地名も記載する。

平成13年度以前発行の
栄養士免許証の場合：
書換え交付、再交付を受けている場合、免許証裏面に取得(登録)年月日を記載している場合がある。

栄養士免許証を
発行した都道府
県名を記載する。

この「免許等照合書」は、既に養成施設を卒業している者が提出する書類であるので注意すること。
※管理栄養士養成施設の卒業見込者であっても、編入学等により既に栄養士免許を取得している者は、願書提出時に「免許等照合書」を提出すること。ただし、「2.卒業証書(証明書)の事項の転記」の部分は、記入しなくてよい。

免許等照合書

1. 栄養士免許証の事項の転記

番 号	第 ① 号
本 籍(都道府県)	②
氏 名	③
生 年 月 日	昭和・平成④年 月 日
取得(登録)年月日	昭和・平成⑤年 月 日
都 道 府 県	⑥

取得(登録)年月日は、一番最初(変更前)に交付された年月日のこと。

2. 卒業証書(証明書)の事項の転記

氏 名	
学 校 (学部・学科・専攻名まで記入)	
卒 業 (昭和・平成・令和 年 月 日)	
生 年 月 日 (昭和・平成 年 月 日)	

・栄養士免許証と氏名が違う場合には戸籍謄本又は抄本と照合すること。その際には旧姓の氏名を記入する。
・編入学をした者は、編入した課程を終了した時のものを記入する。
・編入学をした者で、卒業見込受験をする者は記入不要。

3. 履修証明書の確認(受験者は記入しないこと)

該当する下記に○印をつけること ※該当しない場合、斜線を引くこと。

4年制の管理栄養士養成課程	学位授与機構の認定する栄養学に関する専攻科
1. 履修している	1. 1年(31単位以上)
2. 履修していない	2. 2年(62単位以上)

を履修している

養成施設コード一覧の管理栄養士養成課程(P15~18)と学位授与機構認定の専攻科(P19)のみが該当する。

上記について照合したところ事実と相違ありません。

令和 年 月 日

照合者の本庁又は保健所等名

職種名

氏名

印

記入しない。
(自治体職員が
斜線を引く。)

記入しない。
(自治体職員が
斜線を引く。)

記入しない。
(自治体職員が
記入する。)

・照合に必要な書類の不足等がある場合には、照合は受けられない。戸籍謄本等の取得に時間を要する場合があるため、注意すること。

・1を記入のうえ、栄養士免許証(対面窓口での照合の場合は原本、郵送の場合は写しを添付)により、自治体にて照合を受けること。

・各自治体の照合窓口、受付方法、受付期間、事前連絡の可否等については、厚生労働省ウェブサイトに掲載された一覧を確認すること。

・照合を受けたうえで、願書等その他の出席書類とともに、出席書類提出期間内に管理栄養士国家試験運営本部事務所宛て、養成施設にてとりまとめて提出すること。